

令和6年4月施行の『改正DV防止法』 ここがポイント活用術



※DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力です

令和6年4月に施行される『改正DV防止法』や各種支援制度の活用術を学び、自分自身を守る知識を身につけませんか！
法律のプロで被害者支援の経験も豊富な講師がわかりやすく説明します！

日時：令和5年12月8日(金) 13:00~15:00

会場：すくらむ21(川崎市男女共同参画センター) 2階第1・2研修室

住所：川崎市高津区溝口 2-20-1

対象：関心のある方(25名先着順) ※個別の相談会ではありません

受講料：無料

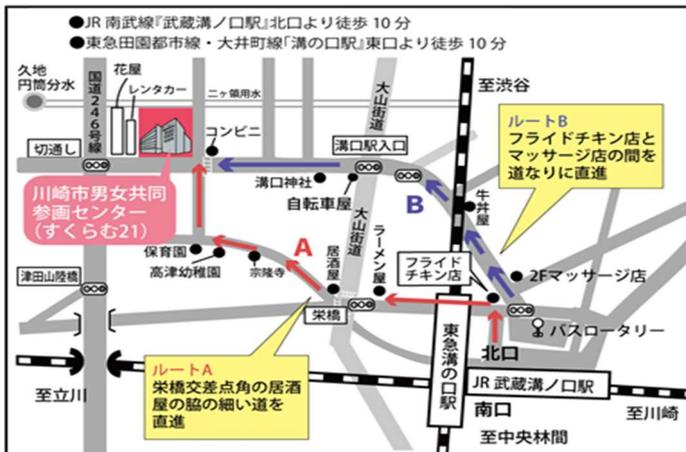
申込み・問合せ：12月1日(金)までに下記お電話又は電子申請でお申し込みください⇒かなテラス(かながわ男女共同参画センター)相談課
電話：0466-27-2111(内線：330) *月曜・祝日休館
電子申請(申込)：右の二次元コード・下のURLからアクセスできます
https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62125

参加申込はこちら



託児：無料 1歳から就学前 先着5名まで ※11月25日(土)まで講座申込と同時に受付

※JR南武線「武蔵溝ノ口駅」北口又は東急田園都市線・大井町線「溝の口駅」東口より徒歩10分歩いて来館される方は①ルートをご利用ください



講師：弁護士 露木肇子氏

1984年弁護士登録、多摩総合法律事務所
東京ウィメンズプラザDV研修講師

東京三弁護士会多摩支部DV法律相談員

『モラル・ハラスメント』のすべて』講談社共著

※当日体調がすぐれない方は受講をお控えください

主催：かなテラス(県立かながわ男女共同参画センター)

共催：すくらむ21(川崎市男女共同参画センター)